

P I レポートの一部訂正について

2022年9月1日から本ホームページに掲載しておりました「中部国際空港滑走路増設P I レポート【構想・施設計画段階】」の一部内容に誤りがあり、以下の通り訂正いたしましたので、お知らせいたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。なお、現在は訂正後のものを掲載しております。

＜訂正箇所＞

OP20

第5章 増設滑走路案の施設計画の比較 ②空港周辺への影響 【参考】の部分

〔訂正前〕

- 騒音に係る環境基準とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。
- 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準（平成18年3月愛知県告示第305号）

地域の類型	基準値（単位：Lden dB）	該当地域※
I	57 デシベル以下	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

※該当地域は、航空機騒音が想定される地域として知事が指定したもの

〔訂正後〕

- 騒音に係る環境基準とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。
- 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準（平成18年3月愛知県告示第305号、平成19年3月三重県告示第246号）

地域の類型	基準値（単位：Lden dB）	該当地域※
I	57 デシベル以下	愛知県：常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。 三重県：桑名市の区域のうち長島町の区域、鳥羽市の区域のうち桃取町及び答志町の区域並びに桑名郡木曾岬町の区域。ただし、河川区域を除く。

※該当地域は、航空機騒音が想定される地域として知事が指定したもの